

議 会 改 革 推 進 会 議 (9 / 1 9 概 要)

日 時	平成30年 9月19日 (水)	午後1時30分～午後3時3分
場 所	飯田市役所 第1委員会室	
出席者	後藤荘一委員長、木下徳康副委員長、清水優一郎委員、小林真一委員、 福澤克憲委員、山崎昌伸委員、福沢 清委員、吉川秋利委員	
執行機関	寺澤総務部長、今村総合政策部長、田中総務文書課長、串原企画課長	
事務局	吉川事務局長、北原事務局次長、筒井庶務係長、吉川例規担当専門主査	

【会議の要点】

○協議事項等

(執行機関が同席したことの経緯)

執行機関から当初の申し出 (H29.8.23) の際に、「検討の経緯においては、市側職員 (総務部長、総合政策部長、総務文書課長、企画課長) の参加について、ご配慮願います」との要望があり、委員会としての方向が見えてきた今回の委員会において、現状を説明し、意見交換を行うことにした。

1 反問権の実施要綱 (案) について

□9月19日の委員会で確認されたこと (執行機関側と確認した)

・① [要綱 (案) について]

(ア) 「反問」と「反問権」の用語を区別して定義する。

→ 別々に定義する。

(イ) 「反問権を行使することができる答弁者」をわかりやすく。

→ 「反問の対象となる質疑又は質問に関する事務を所管する者」

・② [検討事項の(2)] 反問権を付与 (行使) する対象 (会議) については、限定をしない。

→ 執行機関側の意見: 「市民の皆さんにより理解いただく。あるいは議論を深めるということが趣旨であり、その趣旨をきちんと整えるためには、一定の範囲をお認めいただけるとありがたい。本会議だけでなく委員会も含めて。」

→ 「本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場」を対象とする。

・③ [運用指針 (案) について]

(ア) 「反問」と「反問権」について使い方を整理する。

→ 「反問権の行使」に統一。

(イ) 議長又は委員長が反問の終了を確認する手順を追記する。

→ (6)として、「必要に応じて答弁者に反問の終了を確認する」手順を追記。

・④ [その他]

今回の委員会までに決まった内容を前提に、正副委員長と事務局 (例規担当専門主査) で文言を修正し、各委員へメール添付する。その案を次回の委員会までに各会派で委員が説明し、意見の集約を行う。

[過去の記録の再掲]

□ 8月22日の委員会で確認されたこと

- ・① [検討事項の(5)] 質問時間の扱いについて、一般質問等で反問権の行使により発生した時間は、質問時間に含めない。(反問及び反問に対する回答の両方とも時間に含めない。)
- ・② 反問における質問時間については、「議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保する」(要綱に記載)とし、具体的な時間(分数)は記さない。
- ・③ [検討事項の(6)] 反問の回数については、制限しない。
- ・④ 正副委員長(案)として、反問権の運用指針(案)が示され、次の内容を確認した。

○ 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問により趣旨を明確にしたい旨を議長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長は、反問を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問の許可を得た後、答弁者は議員に質問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。
- (6) 議長は、確認が終わったと判断したら、終了を宣告し、事務局に対して残時間の停止解除を指示する。

※アンダーラインは、正副委員長案を修正した部分。

- ・⑤ 全てをルール化して運用することは困難なため、ある程度以上のものについては、議長の議事整理権の範囲の中で運用する。
- ・⑥ 今回までの議論を正副委員長で整理し、次回の委員会で修正後の実施要綱(案)と運用指針(案)をお示しする。その確認作業には、執行機関側にも出席を求め、意見交換をして意向を確認する。
- ・その他：
 - 「議会改革推進会議の会議をインターネットで中継することについて」
「インターネット中継をしたい旨」を後藤委員長が8/21の議会運営委員会で発言した。今後、議会運営委員会が各会派の意向を確認し、検討を行う。

□ 8月6日の委員会で確認されたこと

- ・① [検討事項の(8)] 反問権を行使する場合の手順に関する規定を、要綱に盛り込む。(議長が反問の趣旨を質す)
- ・② [検討事項の(8)] 反問に対する議員の答弁義務の規定については、案にある「誠実」という文言は使わない。
「答弁者の反問に対して答弁するものとする」、
「反問に基づく発言に対して対応するものとする」の2案を残し、今後、法規担当の意見も参考に、検討を進めていく。
- ・③ [検討事項の(4) 反問権の内容の範囲] 「範囲を限定(設定)しない(反論以外は、「趣旨を明確にするため」ということこそが範囲であり、それを前提に全て認める)」
※執行機関側にも、これまでの議会の議論の経緯を説明する。

- ・④ [検討事項の(2) 反問権を付与(行使)する対象の会議]については、執行機関側の意見を聞く際に、意向を確認して判断するのが良いとの意見があり、今回は保留とする。

・その他：

- 「議会改革推進会議の会議をインターネットで中継することについて」委員会としては、インターネット中継をしたいという意思は確認できた。広報広聴委員会との関係もあるので、今後については委員長に一任し、議会運営委員会や広報広聴委員会と調整を行い、状況を報告する。

□7月17日の委員会で確認されたこと

- ・① 反問権の内容の範囲 [検討事項の(4)] に関しては、委員の考え方が一致していないため、保留とする。
- ・② (4)-①の「質問の趣旨や内容の確認を行う」(「聞き直し」を含む)ものは、「反問権」に入れずに、今までの先例を生かして運用すべきであるとの意見があり、委員会として確認した。

(4) 反問権の内容の範囲	区分(内容)	確認事項 (暫定)
	①質問の趣旨や内容の確認をおこなうもの。「聞き直し」を含む。 → <u>◆反問権に含めず、先例を生かす。</u>	○決定
	②質問の文言や前提等について、瑕疵又は客観性の問題が疑われる場合に、これを確認するもの	
	③質問の背景や根拠を問うもの	
	④質問者へ代替案の提示を要求するもの又は、質問者の考え方を問うなどの逆質問を行うもの	
	⑤質問者への反論 → <u>◆反問権に含めない</u>	○決定

- ・③ 範囲の意見としては、(a)「範囲を限定しない(反論以外は、「趣旨を明確にするため」ということこそが範囲であり、それを前提に全て認める)」という意見、(b)「(4)-①、②、③までを認める」という意見、(c)「反問権を付与(行使)する対象によって、分けて議論すべき」との意見などがあつた。
- ・④ (5)「質問時間の扱い」については、「①質問時間に含む」とする意見と「②質問時間に含まない」とする意見があり、保留となった。
なお、「②質問時間に含まない」場合でも、議事進行に支障がない範囲内としては、5分～15分を想定するのが良いのではとの意見が出された。
- ・⑤ (7)「議長・委員長の裁量」については、要綱案に疑義はないが、実際の運用について、あらかじめ決めておく必要があると思われる。(要綱案：議長又は委員長は、反問の内容が発言趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。)なお、「裁量の範囲の設定」は、認めた範囲によっても変わってくるため、(4)の内容の範囲が決まった段階で、改めて検討する必要がある。
- ・⑥ (8)「その他の規定 ※反問権を行使する場合の手順に関する規定」については、未検討。詳細な手順については、要綱でなく申し合わせ事項として確認しておく方法もあるとの意見あり。

・その他：

- 清水委員から、「議会改革の一環として、議会改革推進会議の会議をインターネットで中継し、市民や委員外の議員に議論の様子を見てもらえる環境を整備したら良いのではないか」との意見があった。今後、検討することとした。

□6月28日の委員会で確認されたこと…

- ・①飯田市議会の法的な根拠として、「飯田市議会会議規則」で位置付け、反問権に関する要綱を定める。規則の条項等は、今後、要綱の内容が固まってきた段階で、例規担当専門主査にアドバイスを求めながら決めていく。
- ・②検討事項一覧表の(1)～(8)までの内容を一つずつ決めていくが、当面は暫定的な決定であり、後からの議論により、変更になることもあることを確認した。
- ・③「反問権」を付与（行使）する対象については、検討事項一覧表の(2)の①代表質問、②一般質問に関しては、委員会の意見として「良」とする。③、④は次回以降に再度協議。
- ・④「反問が行使できるもの」については、(3)の②対象となる質問・質疑の答弁に立った者のみ（※部長職・課長職が答弁に立った場合は、市長・副市長・教育長等や直属の部長職も行使できる。）